

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティル203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2013年12月1日

今月のことば●情報は自ら獲得する

情報はバイキングと一緒に。自ら取りに行くことによって必要な情報が入ってくる。待っているだけではそれだけの情報しか入らない。

月日の経つのは早いもの。とうとう今年も12月がやってまいりました。師走だけに皆さんあわただしく走ってますか？

事務所の業務としては、年末で期間を区切ることが多い36協定や変形労働時間、あと年末調整などがあり、少なからず忙しいといったところです(汗)

年末には大掃除もありますね。私はこの事務所では初大掃除なので、ちょっと楽しみかも。

最近は夏～秋に大掃除をするところも増えているようです。実は掃除効率、怪我、ゴミ収集などの面から見ても理にかなっているんですね。

年末派の事業所のかたは、来年はあったかい時期に大掃除してみたいはいかがですか？

うちの事務所もね、所長(笑) (前川)

まずは上海200店舗！！

お客様インタビュー

株式会社サザンパワー様

今回は、ワイブラザで「王様のからあげ」を展開している株式会社サザンパワーの南社長に上海で突撃インタビューしてきました。

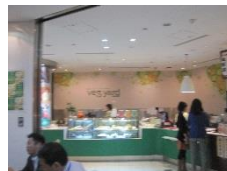
一(北出) まず御社のお仕事の内容を教えてください。

日本では、福井のワイブラザ敷地内で「王様のからあげ」というからあげ店を運営しています。去年から上海に事業を展開し、上海森ビルの地下2階フードコート内で、からあげ店の「福井鶏王」・野菜ランチ専門店の「ベジヤード」(経営委託)・海鮮丼専門店の「海鮮丼越前」の3店舗を運営しています。

一他国で、3店舗も経営するにあたって、オペレーション能力が重要になってくると思われませんが、そのところはどのように対応されましたか？

私はもともと、全国にチェーン展開されている会社の商品部に勤めていました。そのことから、アルバイトでも変わりがなく作ることができるレシピや作業の仕組みづくりを得意としていますので、言葉の通じない上海でも理解できるような仕組みを出店前から考えていました。

(中央：代表取締役 南真昭様)



一上海で仕事をする面白さはどういったことがありますか？

中国人と日本人では仕事に対する考え方、取り組む姿勢、ライフスタイルが全く違ってきます。かといって、現地スタッフに日本人の仕事への取り組み方を押し付けるのではなく、サザンパワーで働くことで仕事の楽しみ方や仕事で得られる喜びを伝えていきたいと思っています。そのために、一人ひとりが輝けるようなやりがいのある仕事を与えていければいいなと思っています。

一それは経営者としてもやりがいを感じることでしょね。では、今後どういった事業展開を考えられていますか？

まずは、上海で200店舗の店舗展開を考えています。もちろん一つの店舗は小さいですが、それによって200人の店長ができるので、その方たちを育てることも楽しみの一つです。ほかのアジア展開としては、バンコク・カンボジア・台湾といったところには5年以内の出店を考えています。

一上海で仕事をされていて、一番嬉しかったことはなんですか？

上海の現地スタッフに誕生日を祝ってもらいました。その時に初めて、言葉が通じないことで壁を作っていたのが自分だったとわかり、現地スタッフと打ち解けられることができました。

一本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

けいえい ろうむ 相談室

11月号では、役員の方は労災保険の給付の対象にならないとお聞きました。



では、労災保険の特別加入に入るには、どうしたらいいでしょうか。

11月号に引き続き労災保険の特別加入についてお話しします。
海外派遣者や一人親方の特別加入制度もありますが、
今月号では、主に中小事業主等の特別加入制度について説明致します。

■ ■ 中小事業主等が特別加入できるのは？ ■ ■

特別加入に入るには下記の条件が必要です。

①労働者がいること

②中小事業主であること

- ・ 中小事業・・・中小事業は右表になります。
- ・ 中小事業主等・・・事業主の家族、役員等原則、事業主本人のほか労働者以外で業務に従事している全員が加入することになります。が、病気療養中、その他の事情により事業に従事していない人は加入しなくてもかまいません。

例) 監査役員、事業に携わらない代表取締役

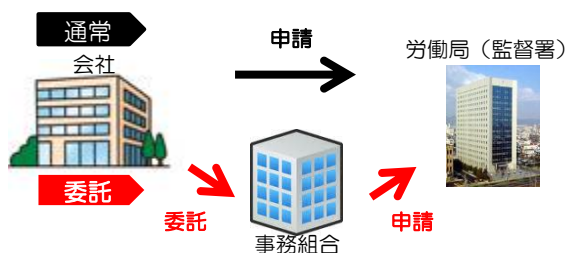
③労働保険事務組合に委託すること

事務組合は多数あります。

入会金、年会費、並びに手続き料等を考えて選択してください。なお、弊所は福井県SR経営労務センターに加入しております。詳細はお問い合わせ下さい。

中小事業の規模

業種	労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下



■ ■ 特別加入に入る際には ■ ■

特別加入に入る方の給付基礎日額を右の表の金額から自由に選択することができます。まず、この給付基礎日額を決めて下さい。

この給付基礎日額とは、労災事故が発生した場合の1日の賃金額になります。

例：給付基礎日額：5,000円の場合

休業した場合の1日当たりの補償金額 5,000円×60%=3,000円

※…平成25年9月からこの給付基礎日額が追加されました。

《今から特別加入に入る方》

全ての給付基礎日額を選ぶことができます。

《現在特別加入に入っている方》

平成26年度からこの3つの金額も含めた

全ての給付基礎日額に変更することができます。

特別加入に入る日は、「申請書を提出してから14日以内の希望する日です。」ただし労災保険料は月割となります。

■ ■ 特別加入の労働保険料は？ ■ ■

通常、労働保険料 = 全労働者の賃金総額 × 労災保険料率(☆)

しかし、特別加入した場合の労働保険料は、

上記の労働保険料とあわせて、

給付基礎日額 × 365日 × 労災保険料率(☆) で計算します。

(☆)…同じ料率

給付基礎日額

5,000
6,000
7,000
8,000
9,000
10,000
12,000
14,000
16,000
18,000
20,000
※22,000
※24,000
※25,000

労災保険の特別加入の手続きは？

すでに労働保険が成立している場合、

①事務組合に入会・委託、労働保険料の概算申告

②労働保険料の納付(会費も)

③現在加入している労働保険を廃止、労働保険料の確定・精算

をすることになります。

新規で労働保険を成立する場合は①②になります。

♥♥♥ワンポイントアドバイス♥♥♥

労災保険の対象外の方で業務中のケガや業務による病気をする可能性がある方は、特別加入に入ることをお勧めします。中小事業主等が特別加入に入る場合には、労働保険事務組合に入ることになります。いろいろな事務組合がありますので、ご検討下さい。

年末調整の時期になりましたね。毎年この時期になると決まったご質問を頂きます。それが「扶養の範囲内で働きたいのだけど、いくら以内に抑えればよいの？」というものです。実は「扶養」には2つの意味合いがあります。所得税のかからない扶養の範囲と社会保険料がかからない扶養の範囲があるのです。ややこしい部分なので整理してみていきましょう。

■■収入によって壁がある■■

収入によって税金、社会保険料が発生する基準があります。



収入	103万円未満	130万円未満	130万円以上
社会保険	×	×	○
所得税	×	○	○



「103万円の壁」

65万円の給与所得控除と38万円の所得税基礎控除を加えた額です。
 $65万円 + 38万円 = 103万円$
 妻が103万円以内で働けば、妻本人は所得税はかからず、夫も38万円の配偶者控除が受けられます。103万円を超えた場合、夫は配偶者控除が受けられなくなり、妻本人の収入にも所得税がかかります。但し、妻の収入が141万円未満で、一定の要件を満たせば、夫には、配偶者特別控除が適用されます。

「130万円の壁」

社会保険（健康保険や年金）において被扶養者であるために必要な収入上限です。これを超えると社会保険料の支払い義務が出てきます。ただし、年収130万円未満であっても勤務時間（正社員の3/4以上）によっては社会保険料が発生します。



※所得税の詳細は税理士さんにご確認ください。ここでは、妻（配偶者）の収入のみ記載しています。

■■所得税の103万円の範囲■■

所得税の103万円の収入基準はその年の1月～12月（12月までの確定分）の1年間の収入です。厳密に決められていますので所得税の扶養の範囲内で働きたいと考えている人は、注意しましょう。また税金とは関係ないですが、会社によっては家族（扶養）手当が支給されなくなることもあります。

■■社会保険の扶養は130万円の収入だけじゃない■■

社会保険の130万円の基準が適用されるのは、「将来に向かって130万円の収入の見込みがあるか」です。過去1年間で130万円の収入があったかでは判断されません。

ただし、毎月11万円ほど収入があれば、将来に向かって130万円以上収入があると判断されますのでご注意ください。但し、被保険者の被扶養者になるには、130万円未満（60歳以上または障がい者の方は180万円）という要件だけでなく、次の要件も必要になります。（詳細は2013年8月号参照）

- ①同居であることが扶養の条件の人、別居でも扶養になれる人
- ②被保険者の収入の半額未満であること（別居の場合、収入額が仕送り額の半額未満）
- ③働いている場合、正社員の3/4以上働いていないこと など

■■週20時間以上の労働の方も社会保険の対象に??■■

2016年4月から従業員501人以上の企業で週20時間働く労働者を、社会保険の加入要件としています。

- 基準：①年収94万円以上
 ②勤務期間1年以上
 ③従業員501人以上の事業所
 ④学生は対象としない



お問い合わせは
 ☎0776(58)2470
 北出経営労務事務所
 担当：北出まで

※その後3年以内で301人以上の会社に拡大される予定。
 従業員300人以下の会社は当面の間見送られました。

12月の
おしらせ

今回はイルミネーション特集です♪

- ・ふくい冬のイルミネーション（福井駅周辺、中央公園など）
- ・はたや記念館ゆめおーれ勝山（勝山市）
- ・西山公園噴水広場前（鯖江市） など

年末調整

今年最後に支払う給与、又は賞与で今年の年税額を算出し、過不足額の還付もしくは徴収をしましょう。

詳しくは国税庁HP

<http://www.nta.go.jp/gensen/nencho/index.htm>まで

賞与支払届
の提出

賞与を支給した場合には、支給から5日以内に「賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。

提出を忘れると、従業員の方が将来受給される年金額が変わってしまいますので、忘れずに届け出ましょう。

住民税
納期の特例

給与の支給人員が常時10人未満で、住民税の納期の特例の手続きをしている事業所は、半年ごと（6月と12月）に住民税を納めます。

6月から11月までに徴収した住民税は、12月10日が納付期限です。

編集後記



所長 北出慎吾

ちょっと足を延ばして九頭竜湖まで紅葉狩りに行ってきました。寒暖の差で徐々に変化している紅葉はキレイでした。また、九頭竜湖ならではの湖面紅葉もいい感じです。きれいな景色に囲まれ、食べるお弁当もまた格別でした！∩(´▽`)∩。福井からだと上志比ICと大野ICが開通しているので、九頭竜湖まで1時間ちょっとで行けるんです。これからの時期、スキー場にも早く行けるようになりますね。

勝山在住なので毎年恒例行事となっていますが、先月末に家と庭木の雪囲いをしました。中でも松の木に関しては、丸太で四角錐の形に囲って板を打ち付けていくというようになりかなり強固に雪囲いをします(≧へ≦)12月に入るとこの雪囲いされた松の木にイルミネーションを取り付けて4m程の夜だけのクリスマスツリーが完成します p(・n・q) 毎年1つつ飾りを追加していつているのですが、子供たちに何を追加したい?とか聞いて一緒に検討しているのが楽しかったりしますよね~(*^▽^*)



前川 賢



佐藤早智代

今年は、なんだか秋が短かったように感じます^_^; 早くも年末!! 冬の準備ができないまま12月に突入です。まさしく師走になりそうです。12月はイルミネーションも点灯しますが、プロジェクションマッピングも盛んに行われるようになりましたね。昨年は北海道の雪まつりや東京駅、今年はUSJとイベント時に開催されるようです。臨場感あふれる映像がみれるようですね。一度見てみたいいな~、いずれ福井でも開催されないかな~♪

寒い季節がやってきましたね。冷え性の私にはつらい季節です(´_`) そんな私を助けてくれるのが、ゆず茶やジンジャーティー。コーヒーや紅茶も好きですが、この時期はほっこり温まるのでオススメです。

そして、我が家の食卓によく登場するのが鍋。用意は簡単だし、お野菜もたっぷり採れるし、おまけに後片付けも楽ちん♪締めにおうどんや雑炊もいいですが、なかなかどうして、キレイになくなっちゃいます(´_`)



橋本友美



坂野孝太

最近、急激に冷え込んできましたね。体調を崩さないように気をつけたいと思います。さて、最近の話ですが、金沢のラウンドワンで遊んできました！カラオケにゲームセンター、スポーツと、何でも楽しめる複合施設です。日頃からの運動不足を解消する為、その日はスポーツオンリーで汗を流すつもりでした・・・が、開始15分のバドミントンで即ギブアップ(笑)その翌日には当然のように筋肉痛に襲われ、布団の中で動けませんでした。残念!!